



人事院勧告、出される！② ~教職員の厳しい勤務環境が改善されているとは言い難い状況~

今年の「むすび」の「教職員の長時間労働の改善について」の勧告（報告）は、教職員の長時間労働の実態、教員不足の実態、「ハラスメント」の項目では、「カスハラ」への言及などを報告しています。ぜひお読みください。



(6) -ウ 教職員の長時間労働の改善について

教職員の長時間労働の改善は、**教職員の健康維持、優秀な人材の安定的確保、離職防止**の観点等から極めて重要である。



9/30 確定交渉第1回意見交換

この長時間労働の改善を図るため、北九州市教育委員会においては、令和5年2月に改訂された「学校における業務改善プログラム（第3版）」や「北九州市教職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づいて、各種ICTの活用、2学期制への移行、外部人材の配置拡充などの取組を積極的に実施しており、各種プログラムの実施前と比較して、時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、令和6年度は前年度を上回るなど、**教職員の厳しい勤務環境が改善されているとは言い難い状況**にある。

教育委員会においては、引き続き、**教職員の勤務実態を把握することに努め、学校事務職員や会計年度任用職員の時間外勤務を含めた、勤務時間及び休憩時間の適正な管理を徹底するとともに、これまでの取組の成果や課題の検証を十分に行い、学校現場の特殊性を踏まえた更なる業務の効率化を進め、教職員が本来の業務に注力し、児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境の整備に取り組まれたい。**

また、管理職においては、**引き続き出退勤時刻の適正な記録を徹底するとともに、時間外在校等時間の上限を遵守するために、持ち帰り業務時間が発生するなどの事態が発生しないよう、教職員の業務量や進捗を正しく把握し、適切なマネジメントに取り組まれたい。**

なお、**給特法等一部改正法**においては、働き方改革の一層の推進を図るため、教育委員会に「業務量管理、健康確保措置実施計画」の策定・公表を義務付け、**令和11年度までに平均時間外在校等時間を月30時間程度に削減する目標**が示されている。これらの現状課題を解決するためにも、教育委員会は、今後、国から示される指針等に沿って、**市の実情に即した計画等の策定**に取り組まれたい。

(9) ハラスメントの防止について

任命権者においては、これまでハラスメント防止要綱の制定・改正、各種研修の実施や相談窓口の拡充などの取組が実施されてきたところであるが、**ハラスメント等の相談は増加傾向にある。**

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ心身に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下や職場環境の悪化を招くものである。**任命権者においては、誰もが加害者にも被害者にもなり得るとの認識に基づき、組織としてハラスメントの防止と排除に徹底して取り組む必要がある。**

引き続き、**管理職や職員の研修による意識啓発**などに取り組むとともに、より安心して**ハラスメント相談ができる体制の在り方**について、国や他都市の取組も参考にしつつ、調査・研究を進められたい。

また、本年6月に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」では、労働者が、社会通念上許容される範囲を超える顧客等からの言動により、就業環境を害されることを防ぐため、必要な措置を講ずることを事業主に義務付けることとされており、人事院では民間労働法制の施行時期に遅れることなく、国家公務員に関して必要な取組を行うとしている。

任命権者においては、今後も、カスタマー・ハラスメントに対して職員保護の観点から組織として取り組むとともに、国や他都市の動向を注視し、必要な措置を講じられたい。

北九州市教組は、人事委員会に対して「だれもが実感できる働き方改革の実現」のために強く意見を述べてきました。その積み重ねによって、当局（教育委員会）に対する**強い「報告」（赤字で示した部分）**を引き出したと言えるでしょう。市教組は、この北九州市人事委員会報告を具現化していくために**市教委との確定交渉を強化**していきます。

わからないこと・困ったことがあつたら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381

